

預金規定の新旧対照表 (※改定条項のみを記載しています。下線部が改定箇所となります。)

● 預金共通規定

改 定 後	改 定 前
<p>第3条 証券類の受入れ</p> <p>1. 預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする小切手および他行を支払場所とする手形は受入れません。</u></p> <p><u>2. 定期性預金の場合は、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金は払込日）とします。</u></p> <p>3. 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>4. 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>5. 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>6. 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>第3条 証券類の受入れ</p> <p>1. 預積金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>定期性預金の場合は、小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金は払込日）とします。</u></p> <p>2. 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>3. 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>4. 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>5. 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>

● 当座勘定規定

改 定 後	改 定 前
<p>第1条 当座勘定への受入れ</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他行を支払地とする小切手および支払場所とする手形は受入れません。</u></p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>第12条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手</p> <p>1. 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものと</u></p>	<p>第1条 当座勘定への受入れ</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>第12条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手</p> <p>1. 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。</p>

改定後	改定前
<p><u>します。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>第22条 手形、小切手の支払等</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>2. ~5. (略)</p> <p>第23条 手形、小切手用紙等</p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ、2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付し、払戻請求書は無料で交付します。<u>なお、2026年4月1日以降は、手形用紙、小切手用紙を発行しません。</u></p> <p>6. ~7. (略)</p> <p>第27条 線引小切手の取扱い</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>2. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>第22条 手形、小切手の支払等</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2. ~5. (略)</p> <p>第23条 手形、小切手用紙等</p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. ~4. (略)</p> <p>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付し、払戻請求書は無料で交付します。</p> <p>6. ~7. (略)</p> <p>第27条 線引小切手の取扱い</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>&lt;専用約束手形口用&gt;</u></p> <p><u>第29条 手形の支払</u></p> <p><u>1. この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</u></p> <p><u>2. 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含む。)があります。</u></p>

改定後	改定前
	<p><u>3. 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p> <p><u>第30条 手形用紙</u></p> <p><u>1. 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</u></p> <p><u>2. 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合へ連絡してください。</u></p> <p><u>3. 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>4. 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>5. 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>6. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p><u>第31条 手数料</u></p> <p><u>第30条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当組合所定の手数料を支払ってください。</u></p> <p><u>第32条 解約</u></p> <p><u>1. 当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</u></p> <p><u>2. 手形用紙の交付枚数のいかにかわらず、当組合所定の日においてこの当座勘定の受払が6カ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、第19条の規定を準用します。</u></p> <p><u>第33条 取引終了後の処理</u></p> <p><u>1. この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても当組合はその支払義務を負いません。</u></p> <p><u>2. 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</u></p>

● 小切手用法

改定後	改定前
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いませ</u> <u>ん。</u> <u>(削除)</u></p> <p>8. 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p> <p>8. <u>小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してく</u> <u>ださい。</u></p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

● 約束手形用法

改定後	改定前
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 <u>なお、振出日が2026年10月1日以降、または支払期日が2027年4月1</u> <u>日以降の場合は、当座勘定から支払いません。</u> <u>(削除)</u></p> <p>8. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>8. <u>手形用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してく</u> <u>ださい。</u></p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

● 為替手形用法

改定後	改定前
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。<u>なお、振出日が2026年10月1日以降、または支払期日が202</u> <u>7年4月1日以降の場合は、当座勘定から支払いません。</u> <u>(削除)</u></p> <p>9. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>9. <u>手形用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してく</u> <u>ださい。</u></p> <p>10. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>